政　令

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百二十一号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百四十九条第一項及び第百五十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第十四号中「（貯蔵式湯沸器」を「及び電気温水機器（家庭用以外のもの」に改め、同条中第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号を第二十七号とし、第二十九号を第二十八号とする。

第十九条の表十四の項中「ガス温水機器」の下に「及び電気温水機器」を加え、同表中二十六の項を削り、二十七の項を二十六の項とし、二十八の項を二十七の項とし、二十九の項を二十八の項とする。

附　則

この政令は、令和九年四月一日から施行する。

経済産業大臣　赤澤　亮正

内閣総理大臣　高市　早苗

その他告示

○警察庁告示第七号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条の二第一項から第三項までの規定に基づき、対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の敷地又は区域並びに当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和八年十月七日

警察庁長官　楠　芳伸

一　エスパシオナゴヤキャッスル

期間	令和八年十月十八日から同月十九日まで
対象特別要人所在施設の所在地	愛知県名古屋市西区樋の口町三番十九号
対象特別要人所在施設の敷地	愛知県名古屋市西区樋の口町三番（次の図面に示す部分に限る。）

対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域	
愛知県名古屋市北区	金城一丁目並びに名城一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目
愛知県名古屋市西区	押切一丁目及び二丁目、上名古屋一丁目及び二丁目並びに三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、菊井一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、城西一丁目から五丁目まで、浄心一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、新道二丁目及び二丁目、数寄屋町、浅間一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、天神山町、那古野一丁目から三丁目まで、花の木一丁目から三丁目まで、幅下一丁目及び二丁目、樋の口町並びに堀端町
愛知県名古屋市中区	三の丸一丁目、二丁目及び四丁目、二の丸、本丸並びに丸の内一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び愛知県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号及び二の表の備考二において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

二　名古屋市瑞穂公園陸上競技場

期間	令和八年十月十八日
対象特別要人所在施設の所在地	愛知県名古屋市瑞穂区
対象特別要人所在施設の区域	愛知県名古屋市瑞穂区
対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域	愛知県名古屋市瑞穂区
山下通五丁目一番地	師長町及び山下通五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	石田町一丁目及び二丁目、市丘町一丁目及び二丁目、内方町一丁目及び二丁目並びに三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大殿町一丁目及び二丁目、鍵田町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、片坂町一丁目から三丁目まで、甲山町一丁目及び二丁目、神前町一丁目及び二丁目、軍水町一丁目から三丁目まで、佐渡町一丁目から五丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、下山町二丁目及び二丁目、汐路町三丁目から五丁目まで、洲山町一丁目から三丁目まで、白羽根町一丁目及び二丁目、膳棚町一丁目から三丁目まで、十六町一丁目及び二丁目、岳見町一丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、田辺通二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに三丁目、五丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、玉水町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、津賀田町一丁目及び三丁目、土市町二丁目から五丁目まで、中根町二丁目から五丁目まで、萩山町一丁目から四丁目まで、豊岡通二丁目及び二丁目、仁所町一丁目